

(様式第3号)

令和5年8月18日

石巻市議会議長 殿

会 派 名 ニュー石巻
代表者名 会長 大 森 秀 一

調 査 報 告 書

調査した概要は次のとおりであります。

記

- 1 調 査 者 氏 名 大森秀一、阿部久一、遠藤宏昭、丹野清、高橋憲悦、阿部浩章
千葉正幸、奥山浩幸、楯石光弘、早川俊弘、木村美輝、勝又和宣
- 2 調 査 期 間 令和5年8月7日から
令和5年8月10日まで 4日間
- 3 調 査 地 (1) 北海道利尻町
及び調査内容 ・水産振興について
 (2) 北海道根室市
 ・中小企業振興条例について
 ・高齢者免許返納支援事業について
 (3) 北海道釧路市
 ・鯨文化や鯨食文化の普及活動等の取組みについて
- 4 調 査 目 的
 (1) 北海道 利尻町
 ・水産振興について

利尻町は北海道の北端・稚内市から西方約53Kmの日本海に浮かんでいるように見える島、「利尻島」の西南端に位置し、島の中心には秀峰利尻富士(1,721m)がそびえ立っている。サロベツ川流域の大平原を活用した放牧型酪農が盛んである。

利尻町は全国的に有名となった「利尻昆布」や「ウニ」など日本海の海の幸にも恵まれた漁業と観光の町で、離島という地理条件をフルに生かし、「未来に誇れる町づ

くり」をめざすために、基幹産業である水産業・観光産業の振興を始め、生活環境の整備を重点とし、住んでよかったと実感できる、魅力あるふるさとづくりを目標に町づくりを進めている。

水産振興について学び、今後の本市事業推進の参考とする。

(2) 北海道 根室市

- ・ 中小企業振興条例について
- ・ 高齢者免許返納支援事業について

根室市は道北部にあり、北はオホーツク海、南は太平洋を臨む根室半島の中心に位置し、納沙布岬は日本本土の最東端にあたる。国内有数の水産都市で、日本一の水揚げ量のサンマや花咲ガニのほか、ヒラメやカレイ、コンブ類などが主要産物。水産研究所の整備やホタテの稚貝放流など、育てる漁業への転換を推進。北方領土の返還要求運動の原点の地でもある。

根室市では、平成27年4月1日より、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とした「根室市中小企業振興基本条例」が施行された。また、交通事故死者に占める高齢者の割合が高く、交通死亡事故のうち高齢の運転者が原因となる事故の割合も高い水準で推移していることから、事故の防止を図るため、高齢者の運転免許証の自主的な返納を奨励する高齢者免許返納支援事業が実施された。

中小企業振興条例、高齢者免許返納支援事業について学び、今後の本市事業推進の参考とする。

(3) 北海道 釧路市

- ・ 鯨文化や鯨食文化の普及活動等の取組みについて

釧路市は北海道の東部、太平洋岸に位置し、「釧路湿原」「阿寒摩周」の二つの国立公園をはじめとする雄大な自然に恵まれた街であり、東北海道の中核・拠点都市として社会、経済、文化の中心的な機能を担っている。また、酪農を主力とする豊かな農業生産、豊富な森林資源を有する林業、そして国内有数の水揚げ量を誇る水産業など、日本の食料基地といえる地域であり、大規模な食品・製菓工場や製紙工場のほか、全国唯一の石炭鉱業所が操業しており地域の主力産業として地域経済の核となっている。

釧路市では、9月を「くじら月間」と銘打ち、鯨肉普及キャンペーンやくじら祭りを開催するとともに、学校給食への鯨肉購入の支援を行うなど、鯨文化並びに鯨食文化の振興・発展に取り組んでいる。

鯨文化や鯨食文化の普及活動等の取組みについて学び、今後の本市事業推進の参考とする。

ニュー石巻 現地視察

開催日 令和 5年 8月 8日(火)
調査地 北海道利尻町
視察内容 「水産振興について」

担当者：阿部久一

◎調査目的

全国的に「過疎化・高齢化」が進み、活力の低下や漁業後継者の不足など多くの課題を抱えているが、本市においても近年漁獲量の低迷が続いており基幹産業である水産業の持続発展のために、利尻町の沿岸漁業の取り組みについて調査研修を行い本市の水産振興の参考にすることを目的とする。

◎概要

利尻島の地名の由来は、アイヌ語の「りい・しり」高い・島という意味からきていると言われており、また、夢の浮島ともいわれている。

■利尻島の位置と町について

北海道の西北端、稚内より西へ海上約 52 km隔てた日本海に浮かぶ円形の島であり利尻島には利尻山「利尻富士ともいわれている」標高 1,721m を境界に南西部に利尻町と東側に利尻富士町の二つの町がある。

■利尻町の誕生について

宝永 3 年に福山の人[広島県福山市]阿部屋初代山伝兵衛が松前藩から宗谷の漁場請負人を命じられ漁場を開いたのが先駆けとされている。明治 32 年に杓形村に戸長役場（こちょうやくば）、[明治 時代初期に戸籍事務などを行った役所のこと]明治 33 年には仙法志村に戸長役場が設置された。ちょうどその頃からニシン漁業が栄え、明治 36 年に仙法志漁業組合、明治 43 年に杓形漁業組合が創立されて今日の水産業の根幹をなしたと言われている。その後昭和 31 年に杓形町と仙法志村が合併して利尻町が誕生した。

■利尻町の主な産業について

利尻町の主要産業は、漁業と観光であり、漁業においては、対馬暖流と千島海流が交差することから年間を通して暖流・寒流の魚類が豊富に生息している好漁場と言われており、以前は、春のニシン漁をはじめ、1 年を通して多様な魚が水揚げされていたが、昭和 30 年代の沿岸ニシン漁とともに漁船漁業による生産は、減少傾向となり、天然昆布やウニなどの磯根漁業へと変化した。昭和 40 年代にはいと、天然昆布への依存度がさらに高まるが、大不漁が度々起こり不安定な生産状況になり、利尻昆布の安定生産を目指してコンブ養殖業の新たな取り組みが始まる一方、ウニへの依存度が高まり生産が増加傾向となった。その後、ウニ生産量は、昭和 50 年代においても増加傾向を続けるが昭和 62 年・63 年の 2 カ年において、80 t の生産量になり長年の生産実績と販売努力が利尻昆布とともに、ウニ[エゾバフンウニ・キタムラサキウニ]は全国にブランド品として知られるようになった。

その後、生産量が減少傾向となりその状況は現在においても続いているそうですが、まちは、これらの対策の一環として、地域住民とともに、地域活性化に取り組み、町の発展に貢献する利尻町地域おこし協力隊員が町内に在住し、ウニ種苗生産施設を中心とした栽培漁業施設などで業務を行う栽培漁業推進員の募集などを行うなど、担い手確保や漁業振興策に取り組んでいる。

◎所感

【中間育成施設を増設して浜の人々とともに育てる漁業で浜に賑わいの創出を】

とる漁業から育てる漁業という本市では栽培漁業では、主にサケ人口ふ化場が挙げられるが、利尻町では、昭和 52 年に磯根漁業[うに・昆布・アワビ等]を盛んにするためにコンブの胞子を採り育てる採苗や、ウニやアワビを海から移して育てて、再び海へ戻す畜養を目的とした取り組みとして、昭和 54 年に陸上での通年飼育、エゾバフンウニの人口採苗と中間育成 [海に放流できる大きさに育てる]が成果を収めている。また、昭和 56 年には、施設改修を行いウニの通年サイクル採苗ができるようになり年約 400 万粒放流しているが、本市においても、半島沿岸部の海岸近

くを利用して、中間育成施設を増設して市や組合、漁業者も加わり共同管理のもとでアワビやウニなどの水産資源の中間育成を推進して育てる漁業に力を注ぎ浜に賑わいと更なる水産業持続発展につなげていくべきと感じた。

◎提言

【漁業権取得の緩和措置を講じるべき】

利尻町では、Iターン漁師 24 人がいるとのことだがほとんどが、磯根漁業[利尻昆布・ウニ・ナマコなど]を営み、約 3 年の経験で年間約 500 万円になるという。ある意味では、非常に魅力的な漁業生活ともいえる気がした。

又、就業希望者は、北海道漁業就業支援協議会が開くフェアで募り、長期研修は、国の支援制度[1 年の雇用型、3 年の独立型]を利用しておりほかにも島独自の制度として、2 週間のお試し研修として「漁師道」という制度が設けられている。

石巻市管内の漁業組合においては漁業権の取得は難しいものがあるが利尻町では、研修 1 年後に JF に加入できて漁業権が与えられるようだ。その理由として、漁師の高齢化が進み、養殖の経営体は 30 年前約 80 軒の半分の 43 軒に減り、水揚げ量も維持できなくなる危機感があり、さらに、養殖業は海に不慣れな研修生でも比較的働きやすいからでないかといわれている。

石巻市では漁業後継者育成というとフィッシャーマン・ジャパンの皆さんが漁業の未来づくりに健闘しているが、やはり各組合においても「育てる漁業」には、まず人を育てなければならない。それには、漁師の魅力と漁師の権利与える環境づくりが求められると思う。その意味からも漁業権取得の緩和は「育てる漁業」の必須条件の一つであるのでまずは漁業権の取得しやすい環境づくりを行政と組合で構築すべきである。

開催日 令和 5年 8月 9日(水)
調査地 北海道根室市
視察内容 「中小企業振興条例について」
「高齢者免許返納支援事業について」

担当：千葉正幸

◎根室市の概要

- ・世帯数及び人口 : (R3) 12,290 世帯、人口 24,231 人(男 11,596 人、女 24,231 人)、
高齢化率 35.1%
(H17) 12,173 世帯、人口 31,202 人(男 14,849 人、女 16,253 人、)
- ・歳入支出予算(令和5年度 当初予算) : 一般会計 247 億 2,800 万円、
特別会計 60 億 6,941 万円、企業会計 98 億 3,063 万円。
- ・議員定数 : 16 名
- ・ラムサール条約登録湿地「春国岱」「風蓮湖」を有する。
- ・本土最東端の「納沙布岬」を有する。
- ・北方領土(歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島)返還要求運動原点の地。
- ・サンマの水揚げ日本一の全国屈指の水産都市(北方漁業の基地として発展してきた)。
- ・令和4年度ふるさと納税額 176 億 1,278 万円(寄付件数 829,461 件)。 全国第3位。
平均寄付金額 21,234 円。 主な返礼品 イクラ、ほたて、うに、花咲ガニ等の水産物。

I. 中小企業振興条例について

◎調査概要

- ・根室市中小企業振興基本条例の議会の審議経過

- ① 平成23年11月14日(第1回検討会)～平成26年11月17日(第10回検討会)
- ② 平成26年12月定例会に上程も、産業経済常任委員会に付託され継続審議となる
- ③ 平成26年12月～平成27年2月 産業経済常任委員会で審議され、付帯意見を付し原案可決。

【付帯意見の内容】

根室市の事業者の大半を小規模事業者が占めており、小規模企業振興基本法とその関連法の趣旨や具体的な施策が十分に活かされるような調査審議を行い、一定の時期までに見直しなどの措置が講じられるよう要望する。

- ④ 平成27年3月2日 本会議において可決・制定された。
- ⑤ 平成27年4月1日 根室市中小企業振興基本条例施行。

- ・根室市中小企業振興基本条例制定の背景

ア. 根室市事業所の殆どが中小企業であり、産業の中心的役割を担っている。

イ. 市内事業所数(H24年) 1,544 事業所

内従業員数20人以下 1,415 社(91.6%)

内従業員5人以下 1,062 社(68.8%)

根室市の目指す「活気にあふれる住みよいまちの実現」には、今後とも元気な中小企業が必要不可欠である。

ウ. 急速な少子高齢化の進展と人口減少社会の到来から、中小企業を取り巻く環境の大きな変化

人口の推移 S41年 49,896 人(ピーク)、 H10年 34,534 人、
H20年 30,469 人、 R5年7月末 23,144 人、

エ. 中小企業の振興が市民生活の向上につながり、地域の発展に大きく関わるという認識を、市、企業、市民が共有し、協働の精神のもとに中小企業の振興、経済の活性化を図る。

- ・根室市中小企業振興基本条例の内容

- ① 目的⇒中小企業の振興に関し、基本理念・基本方針を定め、市、中小企業者等、大企業者及び市民の役割を明らかにし、中小企業の施策を総合的に推進し、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与する。

※中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項の各号に定めるもので事業所を市内に有するもの

※中小企業者等とは事業組合、商店街振興組合等市長が認めた中小企業団体。

② 市の責務と中小企業者の努力を明示

人材確保対策事業（奨学金返還支援を通じて人材確保及び地元定着を図る）
従業員のスキルアップを図る中小企業者等資格取得費支援制度

③ 大企業者の役割、市民の理解と協力、小規模事業者への配慮を明示

・条例のポイント

市・中小企業等・大企業・市民に対し地産地消の規定と域内循環を意識した条例

ア. 市の役割には「中小企業の受注機会の増大」

イ. 中小企業等・大企業・市民には「市内の产品及びサービスの利用に努める」

※ 市内の経済状況	(平成 28 年)	(平成元年)
輸移出額（他地域への販売）	710 億円	738 億円
輸移入額（他地域から購入）	863 億円	825 億円
＝ 地域収支	153 億円の赤字	87 億円の赤字

平成 28 年からロシア 200 海里サケ・マス流し網漁禁止

根室市産業生産額	平成 26 年	1,940 億円
	平成 28 年	1,712 億円
		＝ △228 億円

ウ. 根室市中小企業振興審議会の設置

審議会委員は 20 名以内（中小企業者等・消費者・識見を有する者から）。

市長の諮問に応じ、中小企業振興施策を調査審議し意見を述べる。

その他、中小企業の振興に関する事項を調査審議し意見を述べる。

※これまでの代表的な審議の内容⇒産業振興ビジョンの策定（H28 年 10 月）

・産業振興ビジョンの重点施策

① 雇用対策・創業支援

人口減少による労働力不足のため市外からの移住・定住の促進と高校生
の地元就職などの雇用対策と商工会や市内金融機関と連携し創業の促進

② 基幹産業の継続的發展

サケ・マス流し網漁禁止等による水産資源の環境変化に対応し、新たなホタテ漁場づくり
に向けた大規模な漁場造成に着手し、沿岸漁業の生産力の可能性と利活用に向けた調査研究

③ 市内自給率の向上⇒市外への購買力流出を抑制し市内自給率を高める

④ 域外産業の強化⇒通過型観光から滞在型観光への転換を進め滞在期間の延長を促し地域所得の増大を図る。

※参画と協働によるビジョンの推進

- ・根室市産業振興ビジョンは「地域資源を活かし活力と躍動感に満ちたまち」を実現する指針
- ・その実現は行政の力だけでなく、事業者・産業界を始め市民一人ひとりの、さまざまな協力・参画と協働があって実現される
- ・そのために「現場の生の声」に耳を傾け、多くの方々がともに行動する地域力の強いまちづくりを進める
- ・また、商工会議所や金融機関等とともに中小企業をサポートし併走・継続的に実施

・ビジョン策定後の支援の実施事例

① 根室市商店連合会による「地域ポイントカード事業」に、市も行政ポイントの付与(市民が市の行政サービス・イベント参加に行政ポイントを付与)を実施。

② 中小企業振興のための独自施策

ア. 根室市中小企業等人材育成事業補助金⇒中小企業基盤整備機構の
研修会への参加費助成。

イ. 根室市ものづくり補助金⇒新製品の開発や改良、販路開拓に補助金
1／2 補助(上限 100 万円)、Uターン者は 100 万円の追加

ウ．根室中小企業創業等支援補助金⇒市内で創業等を行う者に補助金

1 / 2 補助(上限 100 万円、商業地域の創業は 50 万円)

エ．根室市奨学金返還支援補助金

- ・奨学金の貸与を受けている大学生等が市内の中小企業に正社員として就職したとき、中小企業と根室市が奨学金返還費用の一部を 5 年間支援する。
- ・市の支援額は企業が行う年間返還支援額と同額（最大 12 万円）。

オ．根室市中小企業者等資格取得支援制度

- ・市内事業所の人材育成支援と雇用の安定及び経営基盤強化を図るため、業務上必要な資格・免許等の取得費用を負担する事業所に対しその経費の支援。
- ・受験料、登録免許税、講習等の受講料の支援。
5 万円未満は全額。5～10 万円は 5 万円。
10 万円以上は 2 分の 1（上限 10 万円）。

◎所感

根室市の中小企業振興基本条例は、市内 1,544 事業所のうち従業員数 20 人以下の事業所が 1,415 社。なかでも 1,062 社（68.8%）が従業員 5 人以下の事業所となっており、事業所と従業員が地域内連携で経済が活性化している街と推察され、中小企業が根室市の産業の中心的役割を担っている。

近年の人口減少やロシア 200 海里サケ・マス流し網漁禁止による水産資源の変化により、中小企業を取り巻く環境が悪化し産業生産額の減少や地域収支の不均衡から、地産地消の規定と域内循環を意識し、中小企業の振興が市民生活の向上につながり、地域の発展に大きく関わるという認識を、市、企業、市民が共有し、協働の精神のもとに中小企業の振興、経済の活性化を図るために中小企業振興基本条例が制定された。

市、企業、市民の役割を明確にし、根室市の目指す「活気にあふれる住みよいまちの実現」を、条例に基づく産業振興ビジョンを策定し、有益な中小企業振興のための独自施策を行っている。

独自施策の財源は、全国第三位となっているふるさと納税額 176 億 1,278 万円(寄付件数 829,461 件)に裏付けられている。返礼品の金額上限割合を 30%としても、残る 70%の納税額 123 億円は、根室市独自の地域振興策に活かすことができ、中小企業振興財源のみならず、今後は様々な施策の財源となり「活気にあふれる住みよいまちの実現」に寄与されることになり、改めてふるさと納税制度に驚愕させられた。

◎政策提言

石巻市においても中小企業振興基本条例の制定は出来るが、条例どおりの施策の実施については、裏付けされる財源が必要となり慎重にならざるを得ないが、石巻市においても中小企業の振興は欠かせない課題である。

人材育成や創業支援等は市内金融機関との連携や、限られた財源を運用し、出来ることから進めることが必要である。

石巻市のふるさと納税は、平成 5 年度に担当課が設置され、これからではあるが財源が無いからと言って立ち止まるのでは無く、勇気をもって一歩前に進むことが大切である。

若者の定着を踏まえ、人材確保対策事業（奨学金返還支援や従業員のスキルアップを図る資格取得費支援）の実施を提案する。

Ⅱ. 高齢者運転免許証自主返納奨励事業について

◎調査概要

・根室市の運転免許証保有状況

	75 歳以上人口	内免許保有者数	割合
根室市 (R5.6 月)	4,518 人(人口割合 19.5%)	1,564 人	10.1%
北海道 (R4)	880,821 人(" 17.1%)	244,767 人	7.4%

・根室市の地勢

行政面積⇒506.25 km²(歯舞群島 94.84 km²)、納沙布(東)～厚床(西)まで 56 km、

・根室市の交通事故件数

	全体	60～64 歳	65～69	70～74	75～79	80 以上	60 以上割合
R4	13 件	—	—	5	2	2	69.2%
H30	29 件	1	5	3	2	2	44.8%
H26	18 件	—	1	3	—	3	38.9%

・高齢者運転免許証自主返納奨励事業の経過

- ① 昭和 43 年から「市民交通障害共済事業」が継続されており余剰金を基金に積立。
全国殆どの自治体が行っていたが、殆どが廃止した。
根室市は加入率 45.5%で、特別会計扱いで継続されている。
※根室市市民交通障害共済の概要
共済会費⇒600 円／人(高校生・小中学児童・乳幼児は 400 円／人)
見舞金⇒死亡 120 万円／人、6 ヶ月以上の入院治療 60 万円／人、
1 週間以上の治療 6 万円／人、1 週間未満の治療 3 万円／人、
- ② 「共済事業運営委員会」から基金の有効活用が指摘され、交通安全対策を検討。
高齢者や児童等の交通弱者に対する交通安全対策の実施へ
- ③ 平成 26 年 12 月に「根室市市民交通障害共済条例」を改正し共済基金の利用による交通安全対策事業の実施へ
- ④ 平成 27 年度 子ども交通安全対策事業を実施
交通安全教室用資材、啓発グッズの購入
チャイルドシートの購入助成
自転車用ヘルメットの無償貸出
- ⑤ 平成 29 年度 高齢者運転免許証自主返納奨励事業の実施
対象者 : 根室市市民交通障害共済に加入している、
運転免許証を自主返納した満 75 歳以上の者
事業の内容 : 根室ハイヤー組合の共通乗車券を
基本料金相当額の 640 円乗車券 20 枚を 3 か年支給
及び、運転経歴証明書交付手数料(1,000 円)を助成
事業実績(返納件数) : 事業以前 ⇒ H26 年=5 件、H27=24、H28=19
(事業後) H29 年=75 件、H30=79、R1=95、R2=114、R3=83、R4=76
- ⑥ 北海道地方部は集落間の距離が長く、高齢者にとって免許証は生活必需品になっているので、令和 4 年度より根室自動車学校と連携のもとに、高齢者が運転免許証更新時に、自己負担の無い「特別講習」として認知機能検査を任意で受診できる取組(専門医の検査で返納の勧めも)を実施(委託料 5,000 円／人)。

◎所感

全国の自治体で行われていた交通障害共済事業が、未だに続いていることに驚いた。

根室市は加入率が高いので継続せざるを得ないものと思料するが、余剰金として積立していた基金を活用し、子ども交通安全対策や高齢者交通安全対策として、高齢者の運転免許証の自主返納奨励事業や免許証更新時に専門医による認知機能検査を無償で実施し、医師による返納の勧めも、違和感が無く行われている。

根室市では、共済事業を特別会計で行っており、余剰金による基金も少なくなることから、いずれは一般会計の中でこの事業を実施する方向で検討しているとのことである。

これも、全国第3位のふるさと納税による財源確保の裏付けと推察される。

高齢者の免許証の返納奨励に取り組んでいる自治体は数多くあるが、このように一般財源に頼らないで行っている自治体は極めて少なく、交通障害共済事業を継続していたことに起因し、交通障害共済事業に対する市民の意識も高かったものと思われる。

◎政策提言

高齢者運転免許証自主返納奨励事業は高齢者世帯が多い石巻市においても重要な課題であり、地域交通計画と一体となった対応が必要である。

最初に高齢者の足となる地域交通体系を確立することが必要であるが、高齢者の交通安全対策も極めて重要なことから、75歳以上の免許証自主返納を奨励するため、タクシー券の無償交付の実施を提案する。

開催日 令和 5年 8月 9日(水)
調査地 北海道釧路市
視察内容 「鯨文化や鯨食文化の普及活動等の取組みについて」

担当：木村義輝

◎概要

平成 17 年 10 月 11 日に釧路市、阿寒町、音別町が合併して、新生「釧路市」が誕生した。人口は 159,073 人(令和 5 年 4 月)で道内では 6 番目に多く、約 1,363K m²の面積は道内 3 番目に広い。釧路市は北海道東部、太平洋側に位置し、「釧路湿原」「阿寒摩周」の二つの国立公園をはじめとする雄大な自然に恵まれた街であり東北北海道の中核・拠点都市として社会、経済、文化の中心的な機能を担っている。また、酪農を主力とする豊かな農業生産、豊富な森林資源を有する林業、そして国内有数の水揚げ量を誇る水産業など日本の食料基地といえる地域であり、大規模な食品・製菓工場や製紙工場のほか、全国唯一の石炭鉱業所が操業しており地域の主力産業として地域経済の核となっている。

釧路市では 9 月を「くじら月間」と銘打ち、鯨肉普及キャンペーンやくじら祭りを開催するとともに、学校給食への鯨肉購入の支援を行うなど、鯨文化並びに鯨食文化の振興・発展に取り組んでいる。

◎調査概要

釧路市の捕鯨は明治初期頃から行われており、昭和 27 年～昭和 36 年まで 9 年連続 1 位である。昭和 18 年極洋捕鯨が事業場開設(昭和 40 年廃止)また、昭和 26 年日本水産が事業場開設(昭和 43 年廃止)と捕鯨基地として栄えてきた。各事業場が撤退していき、釧路への鯨の水揚げ量が減少し始める。昭和 62 年に商業捕鯨モラトリウムが実施に移され、捕鯨船が釧路沖から姿を消す。同時期に調査捕鯨が始まり、平成 14 年第二期北西太平洋鯨類捕獲調査(沿岸域調査)の基地港となる。令和元年に 32 年続いた調査捕鯨は IWC に脱退により終了する。同年 7 月ミンク鯨商業捕鯨が釧路港で再開。

鯨の食文化の低迷もあり「くじらのまちづくり」として様々な取り組みを行っている。平成 17 年に「釧路くじら協議会」を設立し、鯨文化の継承」と「鯨食普及活動の推進」に取り組んでいる。釧路子供バンドが「k u j i r a d e D e K u s h i r o」といった歌を作成、演奏を行っている。釧路くじら祭りでは協力店を公募し鯨の食べ比べを実施している。また、小学校や中学校の生徒、約 1 万 5 千人に対して年 1～2 回鯨の給食を提供している。財源は鯨の肉は市が負担している。

◎所感

明治初期より行ってきた捕鯨が、IWC などの反対より商業捕鯨が行うことができなくなり衰退していくなか、鯨の文化を守り、鯨の食文化を伝承していく努力を継続して行ってる事は素晴らしいと思う。子供たちや、地域を巻き込み伝承していく事も必要と感じる。

◎提言

鯨の文化や、鯨の食文化は今の子供たちからは薄れていく傾向にある。「鯨の街石巻」として、食の有り難さ、尊さを教えながら子供たちに教えていかななくてはならない。鮎川には「ホエールランド」もあるので活用し、普及に務めていかななくてはならないと思う。また、給食に鯨肉の提供する事も大切である。石巻市として、「鯨の文化」、「鯨の食文化」をしっかりと守っていかななくてはならない。